

企業が行う従業員の社会保険・税手続の
オンライン・ワンストップ化等の推進に係る
課題の中間整理

平成30年10月19日
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

【目次】

I	オンライン・ワンストップ化及び従業員情報の新しい提出方法に係る構想の推進に向けて	1
1	施策背景	1
2	社会保険・税手続の見直しの必要性	2
3	施策の概要	2
	(1) 検討方針	
	(2) オンライン・ワンストップ化	
II	オンライン・ワンストップ化の対象手続の考え方	4
III	オンライン・ワンストップ化実現のイメージ	4
1	全体像	4
2	具体的な手続の流れ	5
	(1) マイナポータルへのデータの送信	
	(2) マイナポータルから各行政機関等システムへのデータ連携	
IV	オンライン・ワンストップ化実現に向けて検討すべき課題及び検討の方向性	5
1	対象手続で求められる情報項目、提出期限及び添付書類	6
	(1) 課題	
	(2) これまでの取組み	
	(3) 検討の方向性	
2	本人確認等	7
	(1) 課題	
	(2) これまでの取組み	
	(3) 検討の方向性	
3	マイナポータルとのAPI連携	7
	(1) 課題	
	(2) これまでの取組み	
	(3) 検討の方向性	
4	他の施策との関係性	8
	(1) 課題	
	(2) これまでの取組み	
	(3) 検討の方向性	
V	従業員情報の新しい提出方法に係る構想	9
1	構想の概要及びイメージ	9
2	構想の検討に当たっての主な課題	11
VI	今後のスケジュール	13
1	施策の実施時期及び構想に向けたロードマップ	13
2	施策の具体化に向けた推進体制	14

I オンライン・ワンストップ化及び従業員情報の新しい提出方法に係る構想の推進に向けて

1 施策の背景

- 国民生活やビジネスを取り巻くデジタル環境が大幅に変化するなか、デジタルを前提としたビジネス転換・組織改革等の取組（デジタル・トランスフォーメーション）が世界的に拡大している。一方で、我が国の行政部門は旧態依然としたアナログ型行政を続けている状況であることから、このままでは、行政部門が、我が国全体の生産性のボトルネックになる懸念があり、早急な変革が求められている。また、行政部門が保有するデータやシステムは、民間部門への開放・連携により、生産性向上や新ビジネス創出にも大きく貢献することが期待される。
- こうした民間のデジタル化の動きに遅れることなく、行政も、デジタル時代に即したサービスに刷新していくことで、官民が活動する世界最先端のデジタル社会の基盤を整備していくことを目指すことが求められている。
- 現在、政府においては、「未来投資戦略 2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定。以下「未来投資戦略」という。）を策定し、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させる原則（「紙」から「データ」へ）の下、公的個人認証システムの普及と利便性向上により、様々なライフイベントや事業活動を巡る行政手続等において、国民や企業が直面する時間・手間やコストを大幅に軽減する方針が掲げられている。
- また、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民活用基本推進データ計画」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定。以下「IT 戦略」という。）においては、デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行を掲げている。その中では、行政サービスの 100%デジタル化のために不可欠な 3 原則（デジタルファースト、ワンスオンリー及びコネクテッド・ワンストップ）に沿って、政府一体となって業務改革（Business Process Reengineering。以下「BPR」という。）を徹底し、手続オンライン化の徹底、添付書類の撤廃、ワンストップサービスの推進に取り組み、国民・企業の時間・労力の無駄を削減するとともに、行政運営の効率化を実現するよう努めることがうたわれている。
- しかしながら、現状は企業において電子的に管理している情報についても、申請時に紙等に出力して各省へ提出し、その後、各省において情報を再度電子化している場合もある。
- こうした流れを踏まえ、企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化及び従業員情報の新しい提出方法を検討するに当たっては、デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年 7 月 20 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）にも記載された利用者中心の行政サービスの提供を目的として示されたサービス設計 12 箇条にも留意し、企業のニーズにあった政策の実現に努めるものとする。

2 社会保険・税手続の見直しの必要性

- 我が国が目指す Society5.0 を実現していくため、国が優先的に取り組む課題としては、官民の生産性向上の阻害要因となっている非効率なシステムや書面による申請を削減し、その結果生み出された時間・労力を国民生活の質的向上やより高い付加価値を生み出す社会経済活動に振り向けることである。
- 現在、企業が従業員に関する社会保険・税手続を行う場合の申請・届出（以下「申請等」という。）については、そもそもオンライン化されていない手続が存在するほか、オンライン申請等の窓口は、社会保険関係が e-Gov、国税関係が e-Tax、地方税関係が eLTAX とそれぞれが独立して存在することに加え、バックオフィス連携も十分にできていない状況にあることから、複数の手続を行うにあたり、同一の情報を複数回にわたって提出する必要がある、IT 戦略においては、法人向け手続のうち、企業の生産性向上の観点から、従業員に関する社会保険・税手続の電子化・簡便化が重要であることが指摘されている。

3 施策の概要

(1) 検討方針

- 本施策においては、関連する他の政府全体の施策（注）も踏まえ、企業が求められる手続の中でも、従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化及び従業員情報の行政機関等への新しい提出方法の検討を推進することで、社会保険・税手続の制度の適切な運営を確保しつつ、上記手続の簡便化を図り、もって企業の負担を軽減するとともに行政事務の効率化を図り、官民の生産性向上に寄与することを目的とする。

（注）他施策との関連についてはIV 4 「他の施策との関係性の整理」を参照。

- この点、IT 戦略に掲げられた「デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行」における、利用者を起点とした行政サービス改革を徹底し、企業が負担を感じないうちに手続が終わっている、又は「すぐ使えて」、「簡単で」「便利な」行政サービスの実現を目指す」という方針を踏まえると、社会保険・税手続等を含め、企業が有する従業員情報の新しい提出方法に係る構想の検討を行い、例えば、認定クラウドに一度届出情報を登録すれば、申請者が極力クラウドに重複して情報を登録しなくて済むようにするワンストップ化を実現するためのシステム整備に向けての動きを加速させていくことが必要と考えられる。
- 一方で、社会保険・税手続については多くの行政機関等が関係し、適切なデータ連携を図る必要があること、現時点ではそもそもオンライン化されていない手続が存在すること、それぞれのオンライン申請等の窓口が独立して存在し、バックオフィス連携も十分にできていない状況であること等を踏まえると、行政サービス全体を見渡した上で、利用者視点に立った BPR を徹底する必要があるほか、新しい

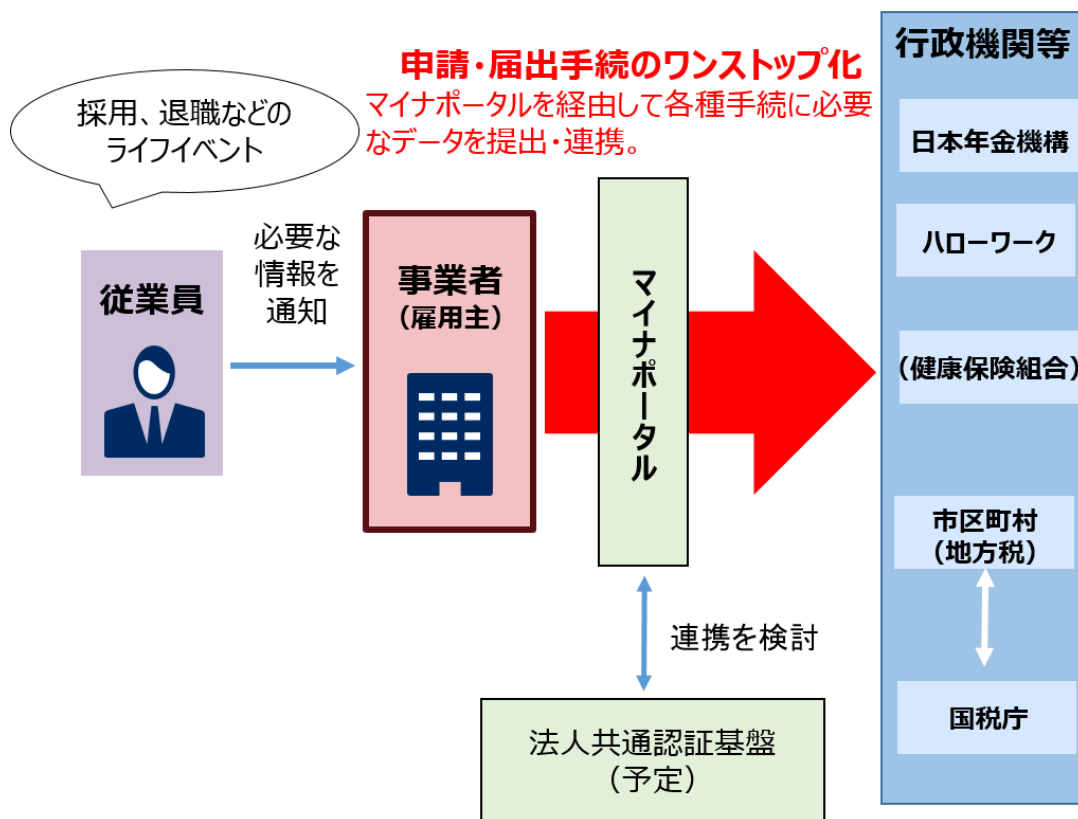
提出方法に係る法的な検討も必要となる。

- こうした状況を踏まえ、まずは平成 32 年度に手続のオンライン・ワンストップ化の開始を目指すとともに、長期的な視野を踏まえて、情報の新しい提出方法に係る構想に着実に取り組むことが適当である。

(2) オンライン・ワンストップ化

- オンライン・ワンストップ化とは、一つの電子申請窓口から複数の手続・サービスを一括して受け付け、申請がデジタルのみで完結されるようにすることを指す。
- 社会保険・税手続については、オンライン化されていない手続がある上、オンライン化されている手続についても申請窓口は社会保険関係が e-Gov、国税関係が e-Tax、地方税関係が eLTAX と独立し、各省庁がそれぞれ API 等を公開している。このため、特に企業に負担が生じていると考えられる従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続について、まずは、マイナポータルを窓口としたオンライン・ワンストップ化を実施し、電子申請に係る手続について、マイナポータルの API を利用して実施できることとし、電子申請システムの開発を容易にすることで、社会保険・税手続に係る縦割りをなくし、企業内の業務負担の軽減やシステムに係る開発負担の軽減を狙う。
- また、その際には、手続件数が多く、多様で複雑な手続がある社会保険・税手続について、従業員の属性やライフイベントに応じた手続を示す等の工夫を促し、手続担当者にかかる負担の軽減を図るとともに、手続漏れ防止を目指す。
- 具体的には、企業は、ソフトウェアベンダ等の民間事業者（以下「開発事業者」という）の Web サービス等を用いて、提出の時期が近接する複数の手続につき、重複入力をせずにデータ作成を行い、オンラインで行政機関等に提出を行えるようにする。マイナポータルでは、そのための API を提供する（Ⅲ「オンライン・ワンストップ化の実現イメージ」参照）。
- なお、具体的な対象手続等は、関係府省のシステムの状況等も踏まえ、精査の上、決定する（Ⅱ「オンライン・ワンストップ化の対象手続の考え方」を参照）。
- システムの観点からは、以下の対応について検討を行う。
 - ・開発事業者が、マイナポータルの API を利用して、申請サービスを提供することを可能とする。
 - ・マイナポータルにおいては、平成 32 年 4 月から経済産業省が実施予定である法人番号を活用した法人共通認証基盤と連携する。
 - ・システムの構築にあたっては、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化における登記後の手続のワンストップ化が平成 31 年度中に実施される予定であることから、利用者の混乱を避けるとともに、マイナポータル及び各行政機関等システムに係る改修費用を抑制するため、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化で構築したシステムを拡張することとする。

図1：オンライン・ワンストップ化の全体像



II オンライン・ワンストップ化の対象手続の考え方

○本施策における対象となる手続については、以下の3つを満たすものを選定し、これらについて、関係省庁と協議の上、決定する。

- ①社会保険（年金保険、健康保険及び雇用保険）及び税務に関する手続
- ②従業員にライフイベントが発生することに伴い必要となる手続（注）
- ③根拠法令において、企業が手続主体として定められている、又は、従業員等個人が企業を経由して行うこととされている手続

（注）対象手続については、関係省庁の各システムの状況及びBPRの進捗等も踏まえつつ、具体的なオンライン・ワンストップ化案を整理する中で、今後、検討していくこととする。なお、法人設立手続に係るオンライン・ワンストップ化におけるインフラを活用し、今後、各省庁がマイナポータル経由で申請できる手続を順次追加していくことも可能である。

III オンライン・ワンストップ化実現のイメージ

1 全体像

○企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンス

トップ化実現のイメージは次のとおり。

- 企業は開発事業者のサービスを利用し、必要な届出データを作成し、マイナポータルに当該データを送信する（一括送信）。なお、複数手続を行う際には、共通項目は一度の入力で済むようにする（共通項目化）。
- その後、マイナポータルは、当該申請等情報について、手続ごとにデータを生成し、各行政機関等システムに電子申請データを送信する（図1参照）。

2 具体的な手続の流れ

(1) マイナポータルへのデータの送信

- ① 企業は、開発事業者のサービスにより、申請を行う手続を選択する（複数選択可能）。
- ② 選択した手続について、共通項目化されていない場合は、手続ごとに必要なデータ入力、共通項目化されている場合は、重複なく最小限のデータ入力（注1）（注2）を行う。
- ③ 入力したデータを開発事業者のサービスからマイナポータルへ送信する際は、必要に応じて特定のファイル形式（例：zip形式）でまとめ、マイナポータルのAPIを利用して送信する。その際、電子署名を付すなど、企業が確かに送信したことを確認可能とし、かつ通信経路においてデータの非改ざん性を担保出来るような措置を講ずる。なお、開発事業者のサービスとマイナポータル間の通信経路は、データの盗聴等を防ぐため、SSL/TSLによる接続とする。

（注1）各手続において必要となる情報項目については、共通項目（氏名、性別、生年月日等の各手続において共通する項目）及び個別項目（各手続において個別に必要となる項目）により構成することとし、③における共通項目については、各手続における重複記載をなくすことで、入力における効率化を可能とする。

（注2）一括送信及び共通項目化に係るAPIは別途提供予定（IV3（3）「検討の方向性」参照）。

(2) マイナポータルから各行政機関等システムへのデータ連携

- ア マイナポータルは、上記のデータを受領した後、当該データが共通項目化されている場合は共通項目と個別項目から各手続に必要なデータを抽出した上で、手続ごとに必要なデータを生成し、各行政機関等システムに送信する。
- イ 各行政機関等システムは、マイナポータルからデータを受領し、後続の処理を行う。

IV オンライン・ワンストップ化実現に向けて検討すべき課題及び検討の方向性

- 現在、行政手続については、企業において電子的に管理している情報についても、申

請時に紙等に出力して各省へ提出し、その後、各省において情報を再度電子化している場合もあり、以下の課題を解決しつつ、原則として個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結するよう検討を進める。

1 対象手続で求められる情報項目、提出期限及び添付書類

(1) 課題

○現在、各手続における様式、提出期限、添付書類等については、e-Gov、e-Tax、eLTAX とそれぞれのオンライン窓口が独立して存在しており、窓口のオンライン・ワンストップ化がされておらず、各手続に係る共通する項目であっても重複入力が必要であり、添付書類等の重複提出が必要となる。また、同じライフイベントに伴う手続においても、提出期限は手続によって異なる場合がある。

(2) これまでの取組み

○企業が従業員のライフイベントに伴って発生する社会保険・税手続について所管各省庁への調査を実施し、各手続において必要となる情報項目の整理、提出期限の規定、代理権者等の整理を行っているところ。

(3) 検討の方向性

○従業員のライフイベントごとに必要となる社会保険や税に関する各手続について、各手続の提出期限も踏まえながら具体的なワンストップ化案を作成する。また、当該具体的なワンストップ化案で求められる情報項目について、共通項目及び個別項目に分類する(Ⅲ 2 (1) ③参照)とともに、代理権者、添付書類の有無及び添付書類における確認事項等の洗い出しを行う。なお、添付書類等については、対象者の属性に応じて異なる可能性があることに留意する。

○添付書類等については、真に必要なものか精査を行うとともに、必要である場合も、当該添付書類が紙提出のみを認めている場合、オンライン提出の実現方策について検討を行う。

○申請等と同時に現物の返還が必要なため、対面実施が必要(オンライン化できない)とされる手続等についても、各省と調整し、BPRの観点から整理を行う。

○なお、社会保険の届出については、平成32年4月から順次、法人共通認証基盤と連携したマイナポータルを活用し、ID・パスワードの導入が検討されていることを踏まえ、対象手続等についても必要な調整を行う。(Ⅳ 4「他の施策との関係性」参照)

○また、共通項目や個別項目は、手続が新規登録される場合や手続の内容が更新される際に変化しうることから、管理主体や管理方法について検討を行う必要がある。

○さらに、届出等の提出日時の確定や適正処理の観点から、マイナポータル側で届け出データを受領した受領日時の記録、各行政機関への送付の時期などについても、検討を行う必要がある。

○オンライン・ワンストップでライフイベントの手続きをマイナポータルでも実施

することに伴い、電子申請の方法については、既存の e-Gov、e-Tax 及び eLTAX に加え、新たにマイナポータルでも可能となり、当面政府の電子申請システムが併存することになるが、開発事業者がマイナポータルの API 連携を用いて社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化を実現するサービスを開発できるようになり、また企業の生産性向上にも資するものである。

2 本人確認等

(1) 課題

○対象となる社会保険や税務に係るオンライン申請手続については、手続ごとに必要とされる本人確認措置（本人が手続を行ったことを確認する措置）や非改ざん性担保措置（データが送信途中で改ざんされないことを担保する措置又はデータが送信途中で改ざんされている可能性を検知する措置）の強度があるものと考えられ、本人確認等のあり方について検討する必要がある。

(2) これまでの取組み

○対象手続に係る調査（IV 1「対象手続で求められる情報項目、提出期限及び添付書類」参照）において、併せて本人確認措置についても調査を実施したところ。

(3) 検討の方向性

○個別の手続の申請時における、本人確認措置を決定する。

○マイナポータルと連携する法人共通認証基盤（平成 32 年 4 月導入予定）の ID・パスワードの活用にあたっては、改訂後の「オンライン手続における本人確認及び真正性の確保等の手法に関するガイドライン」等に基づき、適切に判断する。

○その上で、個別の手続を一度に行う際の本人確認措置については、各個別手続に求められるもののうち、安全性が最も高いものに合わせる必要がある。

3 マイナポータルとの API 連携

(1) 課題

○これまで、対象手続については、社会保険関係が e-Gov、国税関係が e-Tax、地方税関係が eLTAX とそれぞれのオンライン窓口が独立して存在しているため、各システムがそれぞれ API 等の公開を行っており、システム開発を行う開発事業者は、これらに対応する必要があった。また、API に対応していない手続については、API を利用したシステムの開発を行うことができなかった。

○こうした事情も踏まえ、本施策においては、社会保険・関係、国税関係、地方税関係の対象手続について、一括してマイナポータル経由で連携するための API をマイナポータルが公開することとする。これにより、対象手続の申請をマイナポータルの API で行うことが可能となり、開発事業者の負担を軽減することができる。

(2) これまでの取組み

- マイナポータルにおいては、各行政機関等のシステムとの接続を図り、申請されたデータを各行政機関等のシステムに連携する機能の構築を進め、当該申請に係る API について、提供の検討を進めてきた。
- また、個人から自治体への手続についても、電子申請のための API 公開を行ってきた。
- さらに、平成 31 年 4 月より、マイナポータルにおいて、特定個人情報の取得が可能となる API（自己情報取得 API（仮称））を提供し、利用者個人の本人同意の下、行政機関等が有する特定個人情報のうち、一部の情報を入手可能とする予定である（平成 30 年 11 月仕様確定予定）。

（3）検討の方向性

- 内閣府は、自己情報取得 API の具体的な内容を踏まえ、社会保険・税手続の申請に係る API（電子申請のための申請・補正・取消機能等）を策定し、利用可能とする予定である。なお、当該 API の開発に当たっては、「API テクニカルガイドブック β 版」（平成 29 年 8 月 1 日内閣官房 IT 総合戦略室）を参考とする。
- 開発事業者は、当該システムの開発に当たっては、内閣府に対して事前に API 利用申請を行い、許可を得て API 仕様を入手する。なお、審査に当たっては、今後公開予定の自己情報取得 API の審査内容（事業目的や事業継続性等の観点から審査を行う予定であるが、現在検討中。）を参考として、今後要領の策定を行う。
- 概略としては、一括送信機能を持つ API や、共通項目及び個別項目の情報提供を行う API 等を提供する予定である。なお、共通項目に係る情報提供 API については、開発事業者が入力項目を動的に生成し、送信することを可能にするため、以下の機能について検討を行う。
 - ・複数手続を指定して問合せを行った場合、当該複数手続に係る情報項目（共通項目及び個別項目）を返答する機能
 - ・複数手続に係る項目の一括送信にあたっては、必要最小限の項目のみ送信すればマイナポータル側でデータを当該複数手続の各様式に係る情報項目に分割し、各行政機関等に送信する機能
- なお、行政機関等が手続を新規登録する負担を軽減するため、手続様式の画像をマイナポータルにアップロードすると、画像認識により入力項目の候補を表示し、担当者が必要に応じて修正するだけで登録が可能となる仕組みを活用する。
- また、マイナポータルは、各行政機関等がマイナポータルのウェブサイトから申請データをダウンロードできる機能のほか、ダウンロード用の API を設ける予定であり、各行政機関等は申請データを各行政機関等のシステムに自動連絡することも可能となる。

4 他の施策との関係性

(1) 課題

- 未来投資戦略に基づき、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化における登記後の手続のワンストップ化が平成 31 年度中から実施予定である。
- また、中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループで策定された、働き方改革を巡る中小企業向け対応策のアクションプラン【改訂版】(平成 30 年 8 月 1 日付)においても、平成 32 年 4 月から社会保険の届出に I D・パスワード方式の導入を目指すこととされている。
- 両施策は、マイナポータルを窓口として社会保険又は税に係る手続を取扱うこととなるが、これらに係る企業の負担を軽減するため、必要な調整を行う。

(2) これまでの取組み

- 他の施策との整合性を図りつつ、関係省庁(内閣官房日本経済再生総合事務局、内閣府規制改革推進室、総務省、財務省、国税庁、厚生労働省、経済産業省)と協議の上、本施策の対象手続の検討のほか、必要となる各システムの改修内容等の検討を行っているところ。

(3) 検討の方向性

- 本施策におけるマイナポータルにおける API 連携については、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化における登記後の手続のワンストップ化及び社会保険の届出に I D・パスワード方式の導入が検討されていることを踏まえ、共通的な API を用意し、対応を行う開発事業者の負担を軽減する。
- 特に、社会保険の届出で I D・パスワード方式の導入を検討している手続については、本施策の対象とする手続と重複する可能性が高いため、必要な調整を行うこととする。
- なお、マイナポータルと各所管省庁のシステムとのデータ連携方式についても、マイナポータル改修及び各行政機関等システム改修に係る追加的な費用を軽減するため、同様のデータ連携方式とするなど、両施策と整合を図る。

V 従業員情報の新しい提出方法に係る構想

1 構想の概要及びイメージ

- 企業の負担を軽減するとともに行政事務の効率化を図り、生産性向上に寄与することを趣旨とする本施策においては、オンライン・ワンストップ化の成果も踏まえた上で、一層の企業の負担軽減・行政事務の効率化を図るため、例えば、クラウドに一度届出情報を登録すれば、申請者が極力重複してクラウドに情報を登録しなくて済むようにするワンスオンリー化や、BPR を含めた従業員情報の新しい提出方法に係る構想を推進することが必要である。
- 具体的には、以下のようなイメージの仕組みを設けることを検討する。

- ・ 政府が求める要件を満たすものとして認定されたクラウドサービスや企業の大規模データセンター等（以下「認定クラウド等」という。）に、企業が提出期限等の必要なタイミングで提出すべきデータを保管する。
 - ・ 当該認定クラウド等には、各届出制度等で記載を求めている各事項（各制度それぞれの計算方法等に則ったもの）や添付を要する書類が、各届出制度等で求める所定の形式により、整理して収載される。なお、この各事項及び書類は一定の検索性を備えた形式とする。
 - ・ その届書等が当該企業において提出可能となった時点で、企業の担当者等が操作して、認定クラウド等の該当データに対し、フラグ（届出事項等が整い、当該内容で行政官庁等に提出する旨の意思表示を行うための電子識別情報）を立て、フラグを立てた旨を認定クラウド等からマイナポータルに送信する。
 - ・ マイナポータルは、フラグが立てられた旨の情報を受領した時点で、即時に、その旨及びその受領日時を、各行政機関等に送信する。
 - ・ 各行政機関等は、必要なタイミングで当該データを直接又はマイナポータル経由で参照し、当該各届出制度等に必要な情報を取得する。
 - ・ この場合、例えば、添付書類の一部情報のみを、当該クラウドから参照するなど、部分的な活用も可能とすることも検討する。
 - ・ フラグを立てた時点以後は、当該データは、認定クラウド等の中で原則として変更できないこととするが、企業においてデータの誤りがあり訂正が必要となった場合には、認定クラウド等のデータを訂正した上で、その訂正を行った旨及び日時を、マイナポータル経由で各行政機関等に送信する仕組みを設ける。また、クラウド内で変更履歴を保存する。
 - ・ 処理後に連絡が必要な場合は、各行政機関等が当該処理結果を認定クラウド等に送信する。
- 当該サービスの実現方式については、企業が提出を要する情報等の棚卸や技術的課題の洗い出しなどを進め、平成 30 年度中にロードマップを策定し、以降順次、実現に向け取り組む。
- なお、現段階では以下の想定を有しているが、今後の検討結果や技術動向の変化等により変更が生じうる点に留意する。
- ・ 「認定クラウド等」とは、政府が認定を行う民間クラウドサービスのほか、大企業のデータセンター等も想定しており、認定後、企業が有する従業員情報の提供に使用できるものとする。
 - ・ 認定要件については、想定ユーザー数、データの保存場所、事業継続性やセキュリティ対策等の観点を踏まえて設定する。
 - ・ 各行政手続の申請等が行われたとみなす時期については、①申請者が、認定クラウド等における特定の操作（認定クラウド等の該当データに対し、フラグ（届

出事項等が整い、当該内容で行政官庁等に提出する旨の意思表示を行うための電子識別情報)を立て、フラグを立てた旨を認定クラウド等からマイナポータルに送信)を行ったときや、②①の操作を受けて、行政機関等が認定クラウド等へ従業員情報を参照し、記録したとき等が考えられるが、今後、必要な法的整理について検討する。

- ・認定クラウド等におけるデータ保管方法は、ファイル形式ではなく、データベースを参照する形式とする(添付書類については別途検討)。
- ・認定クラウド等と行政機関等のデータ交換については、直接又はマイナポータルを通じて実施することとする。
- ・認定クラウド等とマイナポータル間の通信については、機密性等の確保のため、SSL/TSLを利用する。
- ・認定クラウド等はデータ保存機能のみならず、画面表示やデータ加工等の機能を有することも可能とする。

○本サービスにおける手続の対象範囲は、II「オンライン・ワンストップ化の対象手続の考え方」も参考にしつつ、本サービスに適切なものとして関係省庁と協議の上、決定する。

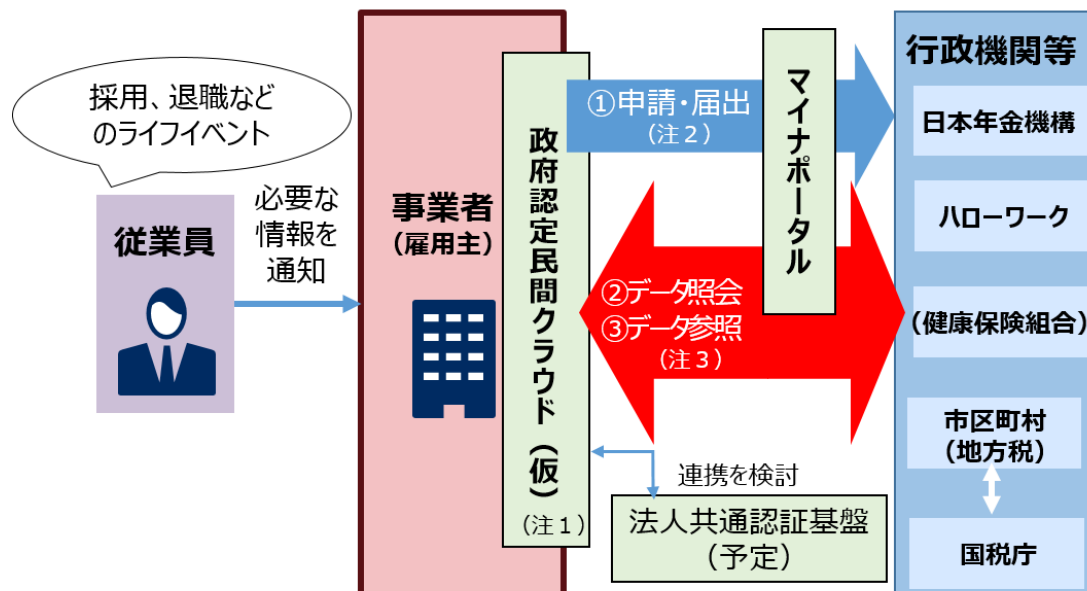
2 構想の検討に当たっての主な課題

- ・申請等が行われたことを示す認定クラウドからの通知が権限ある者からの通知である旨の確認方法、クラウド収載情報について一定の操作により確定させ、以後提出データとして容易に変更できなくする対策及び当該確定以後の補正処理における履歴管理を行うための対策等(電子署名等の確認情報が当該届書と一体的に送信する等、届書等には、届出者の届出意思及び記載内容の真正性を担保するための措置が必要。また、一旦届出意思の下提出された時点で情報がロックされ、自由な修正等ができないようにしたり、届出後の補正等が行われた場合等の履歴管理する必要がある。こうしたアクセス制御、履歴管理等を含めて検討)
- ・クラウド収載情報の保存期間・修正等のルール(クラウドへの情報収載後の保存期間や、収載情報の有効期間のほか、一旦登録した後に、内容の訂正・撤回・更新等が行われた場合の処理・取扱いルールのあり方を検討)
- ・クラウド収載情報が一部欠缺している場合の処理・取扱いルール(各制度で必要とする情報が一部欠缺しているなど、各行政機関側で、届け出不備・不能等となった場合、疑義が生じた場合の補正や照会等の処理方法やルール等を検討)
- ・クラウド収載情報の審査の取扱いルール(届出は行政機関等で審査し、疑義があれば照会して訂正を求めているが、他の行政手続に共通する事項である場合、ある行政機関からの指摘で訂正した場合の他の行政機関の手続への波及をどのように取り扱うか等のルールを検討)

- ・複数登録・二重登録防止ルール（認定クラウド等が複数ある場合、例えば、A社クラウド、B社クラウドへの二重登録が行われるおそれがあるが、その回避防止策やルール等を検討）
- ・責任分界（認定クラウド等の機能を踏まえ、認定クラウド等から直接又はマイナポータルを経由して各制度システムに伝送される情報等について、そのいずれかの処理過程や伝送中の過程で誤りや改ざん等が生じた場合、いずれのシステム側に責任があるのか等について整理を検討）
- ・申請主義のあり方の法的整理（認定クラウド等への収載により申請等があったとみなす場合、そもそも当該登録内容に誤りや情報の欠缺があった場合の取り扱い、事後に情報修正等が行われた場合の義務履行日の取り扱い、クラウド内処理過程で誤り等が生じた場合やマイナポータルの中継機能で誤りが生じた等における届出義務者の不履行責任のあり方など、申請主義との関係も含めて法的な整理を検討）
- ・各士業法との関係（認定クラウド等が、申請サービスを提供するとした場合、社会保険労務士法や税理士法といった業務独占の資格法との関係について、認定クラウド等が行う処理行為の法的な位置づけ等も含め、整理を検討）
- ・新たな方法により膨大な個人情報を処理管理することの国民的理解（新たに設けられる民間クラウドに、膨大な企業情報や個人情報が収載されることとなるため、その信頼性担保の方策、ガバナンス、法的ルールなど、国民的合意が得られるように検討）

図2：従業員情報の新しい提出方法に係る構想の全体像（イメージ）

例えば、企業から各行政機関等に対し、届書、添付書類、調書類等より情報をそれぞれ提出させることに代えて、認定クラウド等（注1）に必要なデータを保管し、当該届出等が整った事実及びその提出意思を行政機関等に伝える旨のフラグを送信（注2）し、行政機関等がその整理された情報を参照・取得（注3）する仕組みを構築することが考えられる。



- (注1) 「認定クラウド等」とは、政府が認定を行う民間クラウドサービスのほか、大企業のデータセンター等も想定しており、認定後、企業が有する従業員情報の提供に使用できるものとする。
- (注2) 認定クラウド等の該当データに対し各届書等に必要な提出事項が整った事実及び提出意思がある旨を行政機関等に伝えるフラグを立て、フラグを立てた旨をマイナポータルに送信することをイメージ。
- (注3) 各行政機関等が照会・参照可能な情報は、法令に基づき提出を受けている届出書、添付書類、調書類等で取得している情報の範囲内。行政機関等が政府認定クラウドから直接情報を参照・取得する仕組みとするか、マイナポータルを経由させる仕組みとするかは、今後検討していく。

VI 今後のスケジュール

1 施策の実施時期及び構想に向けたロードマップ

○オンライン・ワンストップ化については、平成32年度中にワンストップサービスが開始できるように取組を推進する。具体的な時期については、課題の検討状況等を踏まえて決定する（注）。

（注）健康保険組合については、自主自立による運営を原則としているため、各組合の財政状況や事業主等の費用負担への理解等によっては導入時期が一律とはならないことから、各組合における導入環境が整い次第、順次対応を求めていく。

○現在企業から提出を求めている従業員情報の新しい提出方法に係る構想については、企業が有する従業員に関する情報に関して、例えば、クラウドに一度届出情報を登録すれば、申請者が極力重複してクラウドに情報を登録しなくて済むようにするワンストップ化を実現するためのシステム整備を進めるべく、企業が提出を要する情報等の棚卸や技術的課題の洗い出しを進め、平成30年度中にロードマップを策定し、様々な課題について整理し、実現可能性を含めた検証を十分に行い

ながら、以降順次、実現に向け取り組む。

2 施策の具体化に向けた推進体制

- 本施策の具体化に向けては、内閣官房情報技術（IT）総合戦略室がとりまとめ部局となり、関係省庁（総務省、財務省、国税庁、厚生労働省、経済産業省）と連携の上、関連施策のとりまとめ部局である内閣官房日本経済再生総合事務局及び内閣府規制改革推進室とも調整を図りながら、推進する。
 - 関係各省庁は、対象となる手続、ワンストップの具体案、マイナポータルとの接続方式等の要件定義等の検討・策定に協力するとともに、マイナポータルからのデータ連携の受け口となるシステム開発に取り組む。
 - オンライン化が困難な事情がある手続（添付書類、オンライン化の実現による費用対効果が高くないもの等）については、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室が関係省庁に対して適宜ヒアリングを実施する。関係省庁（総務省、財務省、国税庁、厚生労働省）は、各制度の目的に照らしつつ、BPR に積極的に取り組み、改善を図る。
 - 本施策の実現、とりわけ従業員情報の新しい提出方法に係る構想の実現に当たって生じる法的課題の整理・対応については、内閣官房情報技術（IT）総合戦略室が中心となってとりまとめ、関係省庁（総務省、財務省、国税庁、厚生労働省、経済産業省）と連携を図り、一体となって取り組む。
 - システム開発を検討していく上では、企業や開発事業者との協調も重要となることから、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室において経済団体に施策の趣旨等を説明し、協力を得るとともに、関係省庁においても開発事業者と随時情報共有を図るなどにより連携体制を構築する。
 - 各省庁において改修等の検討が必要な主なシステムの概要は以下の通り。
 - 内閣府： マイナポータルに対して必要な改修を行う。
 - 総務省： 地方団体の理解と協力を得ながら、eLTAX に対して必要に応じて改修を行う。
 - 厚生労働省： 年金システム、ハローワークシステムに必要なに応じて改修を加えるとともに、健保組合に対しても当該健保組合が必要と認めるときはマイナポータルを通じて電子申請を行えるよう、必要な調整を行う。
 - 国税庁： e-Tax に対して必要に応じて改修を行う。
- なお、上記のシステム加え、政府共通ネットワークを含めた各省の基盤ネットワークについても、増強等の検討を行う必要があることに留意する。
- なお、本中間整理は、現時点における課題や検討の方向性について整理を行ったものであり、今後の検討の過程において修正を加えていき、最終的な整理に向けて取り組みを進めることとする。